

提出書類チェックシート

申請に必要な書類を下記にまとめました。ご提出前に今一度ご確認ください。

No	資料名	チェック
①	ボランティア活動助成金交付申請書(様式1)	<input type="checkbox"/>
②	申請事業に関する資料(チラシ、パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
③	物品購入やイベント費用等、業者の見積書	<input type="checkbox"/>
④	会則	<input type="checkbox"/>
⑤	前年度の事業報告書および収支報告書	<input type="checkbox"/>
⑥	今年度の事業計画書および収支予算書	<input type="checkbox"/>
⑦	広報誌や会報、新聞記事等、団体の活動に関する資料があれば添付	<input type="checkbox"/>

※資料④～⑥については、これらに準ずるものでも構いません。

書類の作成方法など、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

豊橋市社会福祉協議会・ボランティアセンター
TEL:52-1111 FAX:52-1112

令和8年度 ボランティア活動助成事業

募集要項

— 目 次 —

- | | | |
|---|-------------|-----|
| ① | 申請資格について | P.1 |
| ② | 助成金の種類について | P.1 |
| ③ | 申請期間について | P.2 |
| ④ | 注意事項について | P.2 |
| ⑤ | 提出書類チェックシート | 裏面 |

応援があるから、がんばれる。



※この助成金は、赤い羽根共同募金配分金で実施しています。

社会福祉法人

豊橋市社会福祉協議会

① 申請資格について

豊橋市社協ボランティアセンターに登録、またはとよはしボランティアネットワークに参加している団体(グループ)で以下の条件を満たすものとします。

- ① 自主的かつ継続的な活動計画に基づき積極的に活動している。
- ② 豊橋市内で活動している。
- ③ 会則、事業計画、事業報告、収支予算書、収支決算書を作成している。
※これらに準ずるものでも構いません。
- ④ 行政または企業等からの補助や委託で行われている事業ではない。
- ⑤ 主たる活動内容が有償の活動ではない。(実費徴収は除く)

② 助成金の種類・助成額について

助成金は原則として、当該年度内に団体(グループ)が、豊橋市内で行う**福祉分野の要素を含む事業**に必要な経費を対象とし、以下の2種類のいずれかの助成制度に応募することができます。

- ① 一般活動助成:1団体 10万円を限度額として助成
- ② 小規模活動助成:1団体 3万円を限度額として助成

※①については経費の5分の4以内を上限額とします。②は団体負担不要。

(例として、「①一般活動助成」で12万5千円の高額備品を購入する場合、10万円を助成金、残りの2万5千円は団体の自己負担で、申請することができます。)

③ 申請期間について

◆第1期募集:令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

◆第2期募集:令和9年2月1日(月)～2月28日(日)

※第2期申請による助成は翌年度の扱いとして、当該団体は翌年度中の助成は受けられないものとします。

・第2期募集の申請に限り、翌年度の6月末までに団体の活動に必要な経費を対象とします。

・助成金審査会において審査し、結果を案内します。

④ 注意事項について

申請に関して、以下の注意事項をご確認ください。

① 同一団体への助成は当該年度内で1回とします。

② 同一団体による同一年度内の豊橋市市民協働推進補助金との併用はできません。

③ 既に購入したものや、終了した事業は対象外となります。

④ 助成金交付を受けた団体は、報告書を提出いただきます。

⑤ ユニフォームを作成の場合は、『赤い羽根ロゴマーク』のプリント、貸出規定の提出等が必要となります。

⑥ 過去助成実績を加味し、審査を行うことがあります。

⑦ 次あげるものは、助成の対象外となります。

・団体の日々の活動費や運営費 等

・行政または企業等からの補助や委託で行われる事業

・他団体等への会費や負担金、寄付等

・慶弔費、個人所有となるもの

・個人消費に関する経費(食費、みやげ代、交通費 等)